

	項目名	型	最大長 (byte)	形式	内容
32	点数	数	10	可変	同上「12.新又は現点数」
33	章	英	1	固定	同上「85.句点(アルファベット)」
34	区分番号	数	3	可変	同上「92.区分番号」
35	項番	数	2	可変	同上「94.項番」
36	更新日	数	8	固定	マスターの情報更新日付
37	備考	漢字	64	可変	当該レコードの使用上の注意事項

9.1.2.3 索引用語マスター

	項目名	型	最大長 (byte)	形式	内容
1	JLAC10 コード 17 桁	英数	17	固定	JLAC10 コード 17 桁 臨床検査マスター17 桁コード表の 項番 3「JLAC10 コード 17 桁」と 紐付く
2	索引用語	漢字	512	可変	索引用語

9.2. 展開マスター

9.2.1. 展開マスター一覧

	使用	マスター
1	○	臨床検査 XML マスター
2	○	索引用語 XML マスター

9.2.2. 展開マスター詳細

展開マスターは XML 形式のテキストファイルで提供する。文字コードは UTF-8、改行コードは CRLF とする。

各展開マスターにはバージョン情報をセットする。

9.2.2.1 臨床検査 XML マスター

背景がグレーのものは本ソフトウェアでは使用しない項目

背景がブルーのものは、展開マスター固有の項目

	属性名	型	内容
0	バージョン	String	このマスターのバージョン情報
1	変更区分	String	前マスターからの変化状況を示す。 1 : 削除 3 : 新規 5 : 変更
2	JLAC10 コード 15/17 桁	String	JLAC10 コード 15/17 桁(初期設定)
3	JLAC10 コード 17 桁	String	JLAC10 コード 17 桁(自動生成) 索引用語マスターの項番 1「JLAC10 コード 17 桁」と紐付く
4	JLAC10 コード 17 桁名称	String	JLAC10 コード 17 桁に対応する名称
5	分析物－拡張フラグ	String	コードの由来を示す拡張フラグ
6	分析物－コード	String	JLAC10 『分析物コード』
7	分析物－名称	String	JLAC10 『分析物名称』
8	識別－拡張フラグ	String	コードの由来を示す拡張フラグ
9	識別－コード	String	JLAC10 『識別コード』
10	識別－名称	String	JLAC10 『識別名称』
11	材料－拡張フラグ	String	コードの由来を示す拡張フラグ
12	材料－コード	String	JLAC10 『材料コード』
13	材料－名称	String	JLAC10 『材料名称』
14	測定法－拡張フラグ	String	コードの由来を示す拡張フラグ
15	測定法－コード	String	JLAC10 『測定法コード』
16	測定法－名称	String	JLAC10 『測定法名称』

	属性名	型	内容
17	結果識別(共通) -拡張フラグ	String	コードの由来を示す拡張フラグ
18	結果識別(共通) -コード	String	JLAC10『結果識別コード』
19	結果識別(共通) -名称	String	JLAC10『結果識別(共通)名称』 ⇒項番 21「結果識別(固有)-名称」 の値をこちらへ統合する。
20	結果識別(固有) -拡張フラグ	String	コードの由来を示す拡張フラグ
21	結果識別(固有) -名称	String	JLAC10『結果識別(固有)名称』
22	結果識別(固有) コード検索子	String	分析物コード+識別コード+結果識別コード: 結果 識別子(固有)コード表を索引するための演算子
23	コード 1	String	本システムで使用するために新たに定義するコード
24	コード 2	String	本システムで使用するために新たに定義するコード
25	標準検査名称	String	標準化された検査名称
26	結果識別コード	String	JLAC10『結果識別コード』
27	単位	String	検査結果値単位
28	保険内	String	内: 保険内 スペース: 保険外
29	診療行為コード	String	診療行為マスターの「3.診療行為コード」
30	診療行為名称 1	String	JLAC10 コードをキーに、前 Medis 臨床検査マスターより取り込んだ診療行為名称
31	診療行為名称 2	String	上記の診療行為コードをキーに診療行為マスターより取り込んだ「5.漢字名称」
32	点数	String	同上「12.新又は現点数」
33	章	String	同上「85.句点(アルファベット)」
34	区分番号	String	同上「92.区分番号」
35	項番	String	同上「94.項番」
36	更新日	String	マスターの情報更新日付
37	備考	String	当該レコードの使用上の注意事項
38	索引用語	String	この JLAC10 に紐付く索引用語 索引用語が複数ある場合は、すべて定義する。

9.2.2.2 索引用語 XML マスター

	属性名	型	内容
0	バージョン	String	このマスターのバージョン情報
1	JLAC10 コード 17 桁	String	JLAC10 コード 17 桁 臨床検査マスターの項番 3「JLAC10 コード 17 桁」 と紐付く
2	索引用語	String	索引用語

9.2.3. 展開マスターの展開規則

オリジナルマスターからの展開規則は下記の通りとする。

- ① 臨床検査マスターの『変更区分』が「3：新規」、「5：変更」のもののみを臨床検査マスターおよび索引用語マスターから展開する。

9.2.4. 臨床検査 XML マスター XSD

```
<?xml version="1.0" encoding="utf-8" ?>
<xsd:schema
  xmlns:xsd="http://www.w3.org/2001/XMLSchema">

  <xsd:complexType name="JLAC10Master">
    <xsd:sequence>
      <xsd:element name="JLAC10マスターバージョン" type="JLAC10Version">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10マスターバージョン</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="JLAC10" type="JLAC10Data" minOccurs="1" maxOccurs="unbounded">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10データ</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
    </xsd:sequence>
  </xsd:complexType>

  <xsd:complexType name="JLAC10Version">
    <xsd:annotation>
      <xsd:documentation>JLAC10マスターバージョン</xsd:documentation>
    </xsd:annotation>
    <xsd:all>
      <xsd:element name="バージョン" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10マスターバージョン</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
    </xsd:all>
  </xsd:complexType>

  <xsd:complexType name="JLAC10Data">
    <xsd:annotation>
      <xsd:documentation>JLAC10データ</xsd:documentation>
    </xsd:annotation>
    <xsd:all>
      <xsd:element name="変更区分" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>変更区分</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="JLAC10コード15桁" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10コード15桁</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="JLAC10コード17桁" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10コード17桁</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="JLAC10コード17桁名称" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10コード17桁名称</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="分析物_拡張フラグ" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>分析物_拡張フラグ</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="分析物_コード" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>分析物_コード</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="分析物_名称" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>分析物_名称</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
    </xsd:all>
  </xsd:complexType>

```

```

<xsd:element name="識別_拡張フラグ" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>識別_拡張フラグ</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="識別_コード" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>識別_コード</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="識別_名称" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>識別_名称</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="材料_拡張フラグ" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>材料_拡張フラグ</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="材料_コード" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>材料_コード</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="材料_名称" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>材料_名称</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="測定法_拡張フラグ" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>測定法_拡張フラグ</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="測定法_コード" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>測定法_コード</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="測定法_名称" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>測定法_名称</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="結果識別_共通_拡張フラグ" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>結果識別_共通_拡張フラグ</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="結果識別_共通_コード" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>結果識別_共通_コード</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="結果識別_共通_名称" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>結果識別_共通_名称</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="結果識別_固有_拡張フラグ" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>結果識別_固有_拡張フラグ</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="結果識別_固有_名称" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>結果識別_固有_名称</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="結果識別_固有_コード検索子" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>結果識別_固有_コード検索子</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>

```

```

<xsd:element name="コード1" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>コード1</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="コード2" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>コード1</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="標準検査名称" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>標準検査名称</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="結果識別コード" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>結果識別コード</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="単位" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>単位</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="保険内" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>保険内</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="診療行為コード" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>診療行為コード</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="診療行為名称1" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>診療行為名称1</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="診療行為名称2" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>診療行為名称2</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="点数" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>点数</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="章" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>章</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="区分番号" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>区分番号</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="項番" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>項番</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="更新日" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>更新日</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>
<xsd:element name="備考" type="xsd:string">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>備考</xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
</xsd:element>

```

```
<xsd:element name="索引用語一覽">
  <xsd:complexType>
    <xsd:choice>
      <xsd:element name="索引用語" minOccurs="1" maxOccurs="unbounded">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>索引用語</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
    </xsd:choice>
  </xsd:complexType>
</xsd:element>
</xsd:all>
<xsd:attribute name="Index" type="xsd:string" />
</xsd:complexType>
</xsd:schema>
```


9.2.5. 索引用語 XML マスター XSD

```
<?xml version="1.0" encoding="utf-8" ?>
<xsd:schema
  xmlns:xsd="http://www.w3.org/2001/XMLSchema">

  <xsd:complexType name="JLAC10MasterIndex">
    <xsd:sequence>
      <xsd:element name="JLAC10マスターバージョン" type="JLAC10MasterVersion">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10マスターバージョン</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="JLAC10Index" type="JLAC10IndexData" minOccurs="1" maxOccurs="unbounded">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10索引用語</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
    </xsd:sequence>
  </xsd:complexType>

  <xsd:complexType name="JLAC10MasterVersion">
    <xsd:annotation>
      <xsd:documentation>JLAC10マスターバージョン</xsd:documentation>
    </xsd:annotation>
    <xsd:all>
      <xsd:element name="バージョン" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10マスターバージョン</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
    </xsd:all>
  </xsd:complexType>

  <xsd:complexType name="JLAC10IndexData">
    <xsd:annotation>
      <xsd:documentation>JLAC10索引用語</xsd:documentation>
    </xsd:annotation>
    <xsd:all>
      <xsd:element name="索引用語" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>索引用語</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
      <xsd:element name="JLAC10コード17桁" type="xsd:string">
        <xsd:annotation>
          <xsd:documentation>JLAC10コード17桁</xsd:documentation>
        </xsd:annotation>
      </xsd:element>
    </xsd:all>
    <xsd:attribute name="Index" type="xsd:string" />
  </xsd:complexType>

</xsd:schema>
```

10. 改訂履歴

バージョン	第 1.0 版
作成者	熊澤
年月日	2009/12/15
内容	初版

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究事業）
健診の精度管理の在り方に関する研究
分担研究報告書

健診機関の評価基準の検討

分担研究者 山門 實 三井記念病院総合健診センター 所長

研究要旨

健康診査の精度管理においては、広義の精度管理としての健康診査の実施体制についての精度管理が不可欠となる。したがって本研究では、健診、ことに特定健康診査・特定保健指導の実施機関の質の評価を、第三者とともに、自己評価可能な評価表を作成した。ことに、課題とされた特定保健指導の質の評価について、より明確な評価表を作成した。さらに、現場の利便性を配慮して、確定版とともに縮刷版も作成した。この今回作成した評価チェック表により、特定健康診査・特定保健指導施設の質の第三者評価とともに、自己評価を並行することで、健診施設自体の質向上が期待される。引いては、我が国民の健康増進に資することが出来るものと考えられる。

A. 研究目的

健康診査の精度管理においては、狭義の精度管理としての検査の精度管理とともに、総合判定に基づく適切な保健指導、受診勧奨指導、ならびに事後フォローとしての情報提供、保健指導等の質の確保が必要となる。さらには広義の精度管理（total quality control：TQC）としての健康診査の実施体制についての精度管理が不可欠となる。したがって本研究では、健診、ことに特定健康診査・特定保健指導の実施施設の質の評価を、第三者評価とともに、自己評価可能な評価表の作成することによる、健診施設自体の質向上を目的に、先行研究である、平成20年度厚生労働科学特別研究事業「健診・保健指導の項目について標準的な検査結果の入力方法・電子様式等の確立に関する研究」において作成した、特定健康診査・特定保健指導機能評価チェック表を基盤に、ことに課題とされた“特定保健指導の質の評価”について、より明確な評価基準を作成した。ことに、現場の利便性を配慮して、確定版とともに縮刷版を作成した。

B. 研究方法

機能評価チェック表の作成は、先行研究で作成した健診施設機能評価チェック表を基盤に、(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価評価判定指針（V6.0）を参考に、エキスパートパネル法を用い、おもに人間ドック健診など、健診業務に精通した医師や事務職員、および一般利用代表者や学識経験者などで構成したワーキンググループで、人間ドック健診施設機能評価基準を基盤に検討し、作成した。具体的には、「標準的な健診・

保健指導プログラム（確定版）」にも示される、①Structure（ストラクチャー）/構造（組織）、②Process（プロセス）/過程（手順）、③Outcome（アウトカム）/結果（成果）の観点から原則評価することが可能なチェック表とした。

特定保健指導の質の評価については、平成 19 年度の別研究によって作成された、「医療保険者が保健指導を委託する際の保健指導の質の評価ガイド」を参考とし、その各質問項目と突合検証等を行い、既存のチェック表に不足していると思われる項目について補充検討を行った。

（倫理面への配慮）

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施に関する指針」（厚生労働省告示 242 号、2004 年 6 月 14 日）に従った。

C. 研究結果

厚生労働大臣告示である特定健康診査・特定保健指導の外部委託に関する基準を改めて確認後、一部評価基準の修正・追加を行い、委託基準の該当項目を【最優先事項】と表示した。評価チェック表は、①基本事項と組織体制、②受診者・利用者の満足と安心、③事業の質の確保、④運営の合理性とする 4 つの領域を配置させ、各領域に大項目、中項目、小項目の評価基準を設定させた三段階構造とした。

領域①では、基本的事項と組織体制について、主に、運営方針、事業計画、組織体制、関係法令遵守の体制、質改善のしくみ、地域等との関係、他の機関等との連携を問うことにより実施機関の根本的アウトラインを確認可能とした。

領域②では、受診者・利用者の満足と安心について、主に、プライバシーの配慮、フォローアップ体制、意見反映の体制、利便性への配慮、設備・環境の整備を問うことにより、受診者・利用者の視点に重点を置いた適切な体制整備を確認できることとした。

領域③では、健診・保健指導の質の確保について、主に、責任体制、適切な健康評価・保健指導の体制、検査精度の管理、検査機器の管理、感染管理の体制、健診・保健指導の有用性の検討の体制を問うことにより、おもに健診・保健指導結果に直接影響する事業範囲の項目の“質”のコアをとらえることとした。

ことに特定保健指導の質の評価については、保健指導の実施体制等の評価について、指導内容の標準化、指導記録様式等の作成、そしてこれらを受けて、適切に保健指導が実施・評価されているかを問う評価項目を新たに追加した。また、健診・保健指導の有用性の評価について、機関内での検討体制に加え、学会発表等への取り組みを明確に確認できる評価項目を新たに追加した。さらに、内外専門家のアドバイスを受けているとする質問項目を、各対応する評価項目へのポイントとして追加した。

領域④では、運営の合理性について、主に、情報管理、安全体制、統計作成・活用の体制を問うことで、領域①の外側に属するような運営管理体制について、現時点での時代背景上、当然求められるべき事項を設定した。

以上の結果を踏まえ、評価基準チェック表（添付資料）を策定した。

D. 考察

修正点としての「特定保健指導の質の評価」についてより明確な評価基準を作成した。今回作成した評価チェック表により、特定健診・特定保健指導施設の“質”の第三者評価とともに、自己評価を並行することで、健診施設自体の質向上が期待される。引いては、我が国民の健康増進に資することができるものと考えられる。

E. 結論

本研究で作成された、健診機関の評価基準を基に、健診・保健指導施設の質の第三者評価が実施されることにより、健診施設の質の向上が期待される。

F. 研究発表

1. 論文発表

- 1) Ishizaka N, Yamakado M, et al : Impact of changes in obesity parameters for the prediction of blood pressure changes in Japanese individuals. *Kidney Blood Press Res* 2009; 32: 421-427.
- 2) Isogawa A, Yamakado M, et al : Serum superoxide dismutase activity correlates with the components of metabolic syndrome or carotid artery intima-media thickness. *Diabetes Res Clin Pract* 2009; 86: 213-218.
- 3) Ishizaka N, Yamakado M, et al : Association between metabolic syndrome and carotid atherosclerosis in individuals without diabetes based on the oral glucose tolerance test. *Atherosclerosis* 2009; 204: 619-623.
- 4) Ishizaka N, Yamakado M, et al : Association between changes in obesity parameters and incidence of chronic kidney disease in Japanese individuals. *Kidney Blood Press Res* 2009; 32: 141-149.
- 5) 大森久光、山門 實、他：日本人間ドック学会会員施設における呼吸機能検査に関する実施調査. *人間ドック* 2009 ; 23 : 1042-1047.
- 6) 山門 實：特定健康診査・特定保健指導の問題点と今後の対応. *日本職業・災害医学会会誌* 2009 ; 57 : 240-245.
- 7) 西 昂、山門 實、他：特定健診・特定保健指導の最新動向について. *全日本病院協会雑誌* 2009 ; 20 : 186-206.
- 8) 山門 實：いよいよ開始された特定健診・特定保健指導. *群馬医学* 2009 ; 89 : 1-38.
- 9) 山門 實：人間ドック健診フォローアップガイド. 編集、文光堂、東京、2009.
- 10) 石坂裕子、山門 實、他：生活習慣病と酸化ストレスに関する研究. 第 106 回日本内科学会講演会、2009-4-10.
- 11) 戸田晶子、山門 實、他：メタボリックシンドロームにおける無症候性能病変の頻度. 第 106 回日本内科学会講演会、2009-4-12.
- 12) 山門 實、他：健常、見かけ肥満、隠れ肥満、肥満における血漿アミノ酸濃度の比較研究. 第 106 回日本内科学会講演会. 2009-4-12.
- 13) 山門 實：特定健診の問題点とその対策. 第 9 回日本抗加齢医学会、2009-5-29.

特定健康診査・特定保健指導機関機能評価
評価基準チェック表（確定版）

平成21年度厚生労働科学研究事業
山門分担研究班研究課題
分担研究者 山門 實
研究協力者 福田 敬

★評価基準チェック表の見方

●評価基準は領域×に大項目・中項目・小項目の三段階構造

大項目(X.X):各領域の枠組みを示すもの

中項目(X.X.X):実際に評点評価を行う基準

小項目(X.X.X.X):中項目を評価するにあたり、より具体的な事項を示すもの

●チェック表内・小項目の【優先確認事項】について

- ・いくつかの小項目に表記されている【優先確認事項】は、特定健康診査・特定保健指導の国の委託基準を含む項目として分かり易く表示するために設定
- ・さらに【優先確認事項】の小項目には、該当するであろう国の委託基準を全て掲載したので、項目判定および評価の参考とされたい

●国の委託基準の表示

- ・国の委託基準は、「特定健康診査の外部委託に関する基準」、「特定保健指導の外部委託に関する基準」に大別される
- ・それぞれ個々の基準については、表記の都合上下記のとおり整理した

【特定健康診査の外部委託に関する基準】

国の委託基準	対応する表記(①等の表記は各基準内の個々の基準(項目)に対応)
1.人員に関する基準	【健】人員①～②
2.施設、設備等に関する基準	【健】施設①～④
3.精度管理に関する基準	【健】精度①～④
4.特定健康審査の結果等の情報の取扱いに関する基準	【健】情報①～⑦
5.運営等に関する基準	【健】運営①～⑪

【特定保健指導の外部委託に関する基準】

国の委託基準	対応する表記(①等の表記は各基準内の個々の基準(項目)に対応)
1.人員に関する基準	【保】人員①～⑨
2.施設、設備等に関する基準	【保】施設①～④
3.特定保健指導の内容に関する基準	【保】内容①～⑥
4.特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準	【保】情報①～⑦
5.運営等に関する基準	【保】運営①～⑬

●評価の目安

【中項目】

- 評点5 極めて優れている
- 評点4 優れている
- 評点3 適切(この評点で基準適合を意味します)
- 評点2 不適切
- 評点1 極めて不適切
- 評点 NA 適用除外(評価項目自体が評価対象として該当しない場合の評価)

【小項目】

- 判定 a 適切
- 判定 b 中間
- 判定 c 適切でない
- 判定 NA 適用除外(同上)

【中項目評点と小項目判定の整合性について】

- ・小項目判定で“b”がある場合、原則、中項目評点は“3”以下となります
- ・小項目判定で“c”がある場合、原則、中項目評点は“2”以下となります
- ・小項目判定が全て“a”であっても、中項目評点“3”はありえます
- ・中項目評点“5”は全国の模範となるような評価です

※注意点

- ・一部の国の委託基準は、該当するであろう評価基準(小項目)複数に重複して明示したが、これは多面的に評価することに有効と判断したためであり、予めこの点留意のうえ評価されたい。
- ・一部の評価基準(一つの中項目または小項目)においては、「受診者(特定健康診査を対象)・利用者(特定保健指導を対象)」と両方を含む表現としているが、特定健診の実施機関または特定保健指導の実施機関においては、「受診者のみ」または「利用者のみ」と適宜読み替えられたい。これと同様の他の評価基準(特定健康診査と特定保健指導両方の内容を含む項目)においても同じように適宜読み替えて対応されたい。
- ・一部の評価基準(中項目または小項目)において「～の担当者が明確にされている」等の基準が設定されているが、これらは必ずしも一個人が担当者として選定される必要はなく、対応できる体制整備が確認できればよい。

1. 基本的事項と組織体制

1.1. 機関の運営方針が確立している

1.1.1. 機関の理念・基本方針などの運営規程が確立している	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
1.1.1.1. 機関の理念・基本方針などの運営規程が	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
明文化されている【優先確認事項】	
<p>○ 特定保健指導を実施している場合は、保健指導サービスの質の管理に関する基本方針（委託基準を遵守すること、保健指導プログラムの継続的改善を図ること、保健指導実践者の資質の向上に取り組むことによって保健指導サービスの質の管理を行うこと等が含まれていること）が作成されていることが望まれる。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 【健】運営⑥</p>	<p>運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定健康診査の実施日及び実施時間 ・ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項
<p><input type="checkbox"/> 【保】運営⑦</p>	<p>運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 統括者の氏名及び職種 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 特定保健指導の実施日及び実施時間 ・ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額 ・ 事業の実施地域 ・ 緊急時における対応 ・ その他運営に関する重要事項

1.1.1.2.機関の理念・基本方針が職員に周知され、

(a・b・c・NA)



受診者・利用者にも示されている【優先確認事項】

○特定保健指導を実施している場合は、保健指導サービスの質の管理に関する基本方針が、職員に周知され、またホームページやパンフレットなど様々な方法で利用者(委託元含む)等に明示されることが望まれる。

- 【健】運営⑥ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。
- ・ 事業の目的及び運営の方針
 - ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ・ 特定健康診査の実施日及び実施時間
 - ・ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
 - ・ 事業の実施地域
 - ・ 緊急時における対応
 - ・ その他運営に関する重要事項
- 【保】運営⑦ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。
- ・ 事業の目的及び運営の方針
 - ・ 統括者の氏名及び職種
 - ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ・ 特定保健指導の実施日及び実施時間
 - ・ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
 - ・ 事業の実施地域
 - ・ 緊急時における対応
 - ・ その他運営に関する重要事項

1.2.事業計画が確立している

1.2.1.年度事業計画が作成されている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
1.2.1.1.年度事業計画に基づき予算書が作成されている【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】運営④ 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。 <input type="checkbox"/> 【健】運営⑪ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑤ 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑫ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。		
1.2.2.年度事業報告が作成されている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
1.2.2.1.年度事業報告書・決算報告書が作成されている【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】運営④ 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。 <input type="checkbox"/> 【健】運営⑪ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑤ 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑫ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。		

1.3.健診・保健指導を行う組織体制が確立している

1.3.1.実態に即した組織図が作成されている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
1.3.1.1.組織図が作成されている【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑪ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑫ 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。		
1.3.2.健診・保健指導の管理者等が明確にされている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
1.3.2.1.健診・保健指導業務の管理者が明確になっている【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】人員② 常勤の管理者(特定健診を実施する各施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者)が置かれていること。ただし、管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を行う機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 <input type="checkbox"/> 【保】人員② 常勤の管理者(特定保健指導を実施する各施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者)が置かれていること。ただし管理上支障がない場合は、特定保健指導を行う機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。		

1.3.2.2.保健指導業務を統括する者が明確になっている【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<p>●特定保健指導を実施していない場合はNAとする。</p>		
<input type="checkbox"/> 【保】人員① 特定保健指導の業務を統括する者(特定保健指導を実施する各施設において、動機付け支援及び積極的支援の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいう。以下「統括者」という)は、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。		
<input type="checkbox"/> 【保】人員⑨ 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。		
1.3.3.業務の役割や責任が明確にされている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
1.3.3.1.職務分掌、職務規程等が整備されている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
1.3.3.2.職務分掌・職務規程等の教育がされている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
1.3.4.健診・保健指導を行うためのスタッフ数が適切である	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<p>●特定保健指導においては、医師、保健師、管理栄養士がそれぞれ必ず確保されていなければならないということではない。実施体制を総合的に評価すること。</p>		
1.3.4.1.医師数が適切である【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<p>●特定保健指導においては、医師、保健師、管理栄養士がそれぞれ必ず確保されていなければならないということではない。実施体制を総合的に評価すること。</p>		
<input type="checkbox"/> 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。		
<input type="checkbox"/> 【保】人員③ 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。)を行う者は、医師、保健師、又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)であること。		
<input type="checkbox"/> 【保】人員④ 積極的支援において、積極的支援対象者ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)が決められていること。		
<input type="checkbox"/> 【保】人員⑤ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の識及び技術を有すると認められる者(以下「実践的指導実施者基準」という。)第11に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。		